

## 議第37号

三島市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案

三島市青少年問題協議会設置条例（昭和28年三島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（組織）

**第3条** 協議会は、会長及び35人以内の委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 市議会議員
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 学識経験者

第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（任期）

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第5条** 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 協議会に、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

**第6条** 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士